資料２

公正な研究活動の推進に関する令和７年度活動実績について

文部科学省では、公正な研究活動の推進等に関し、令和７年度に主に以下の取組を実施した。

１．研究機関の体制整備状況等の確認、指導及び助言

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づく研究機関の体制整備等の状況を確認するため、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び文部科学省が措置する基盤的経費（運営費交付金、私学助成）に応募する又は配分を受ける研究機関に対し、「ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出を求め、規程・体制整備等の状況に不備が認められる研究機関に対して指導・助言を実施した（指導及び助言の流れは参考 1-1 を参照）。

（１）令和６年度の体制整備状況等の調査

令和 6 年度にチェックリストの提出（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）があった機関は 2,133 機関であり、このうち、チェックリストにおいて規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は 191 機関であった。

チェックリストにおいて規程・体制整備等の状況の不備が認められた 191 機関に対して、令和 6 年度に引き続き、電子メール等による指導及び助言を行った結果、令和 7 年 10 月までに全ての機関において必要な対応が実施されたことを確認した。なお、対面による指導が必要な機関はなかった。

全ての機関（2,133 機関）において、ガイドラインに基づく体制整備等が完了したことから、令和 6 年度にチェックリストの提出があった機関に対して管理条件の付与を行っていない。

（２）令和７年度の体制整備状況等の調査

令和 7 年度にチェックリストの提出（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）があった機関は、2,147 機関であり、このうち、チェックリストにおいて規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は 153 機関であった。

チェックリストにおいて規程・体制整備等の状況の不備が認められた 153 機関に対して、現在、電子メール等による指導及び助言を行っている。

２．ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の実施

研究機関への訪問による調査等を通じて、ガイドラインを踏まえた体制及び規程の整備状況等を確認するとともに特徴的な取組や体制及び規程の整備状況を把握し、調査結果を公表することにより、他の研究機関及び研究者の取組を促進することを目的とした実態調査を実施した。

また、他の研究機関及び研究者の取組を促進させることを目的に、実態調査の結果を公表した。（結果の概要は参考 1-3 を参照）

- 対象機関

  令和 6 年度チェックリスト及びそのフォローアップ回答等からガイドラインを踏まえた体制整備等の状況が進んでいると考えられる研究機関、及びこれまでに研究不正事案の報告があった研究機関の中から研究機関の規模、地域性、研究分野等を考慮し、対象を抽出した。（15 機関）

- 実施時期

  令和 7 年 7 月～令和 8 年 1 月

- 調査方法

  対面による実施（体制及び規程の整備状況や特色ある取組の確認、研究者等との意見交換等 ）

- 調査内容（主な内容）

  Ⅰ. 研究機関における体制及び規程の整備状況、研究公正の推進に向けた取組
  - (a)　研究不正防止に係る体制及び規程等の整備状況
  - (b)　研究倫理意識の醸成に向けた取組
  - (c)　研究データの保存・開示に関する取組
  - (d)　機関誌（大学紀要等）に関する投稿規程等の整備状況

  Ⅱ. 研究室・ゼミ等における取組と研究指導
  - (a)　研究上のルール・作法等の共通理解の醸成に向けた取組
  - (b)　研究倫理意識の醸成に向けた取組
  - (c)　研究データの保存・開示に関する取組
  - (d)　研究指導の体制
  - (e)　若手研究者・大学院生・学部学生の研究内容の確認・指導の方法・内容
  - (f)　大学院生・学部学生の論文執筆に係る指導の方法・内容

  Ⅲ. その他研究不正防止に向けた取組

  研究機関の実施する研究倫理教育と研究室・ゼミでの取組の連携